

## 契約書参考例

公費負担の対象となるためには、有償契約を締結する必要があります。

契約書は、任意様式となりますが、契約の一方は候補者本人であり、その申込意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明示されていることが必要です。

また、契約書には少なくとも次の事項が盛り込まれている必要があります。

なお、単価、金額等は全て税込みとしてください。

- ① 有償契約であること。
- ② 契約期間の記載があること。
- ③ 契約金額（内訳金額を含む。）の記載があること。
- ④ 車両が特定（車種、登録番号等）されていること。【自動車】  
作成枚数が記載されていること。【ビラ、ポスター】
- ⑤ 契約年月日の記載があること。
- ⑥ 契約者の一方が候補者本人であること。

### 【掲載内容】

- 1 選挙運動用自動車使用契約書
- 2 選挙運動用自動車賃借契約書
- 3 選挙運動用自動車燃料供給契約書
- 4 選挙運動用自動車運転手契約書
- 5 選挙運動用ビラ作成契約書
- 6 選挙運動用ポスター作成契約書

(見本1)

選挙運動用自動車使用契約書 (記入例)

立山町〇〇選挙候補者〇〇〇〇 (※戸籍名。通称名は不可。) (以下「甲」という。) と株式会社〇〇 (以下「乙」という。) は、公職選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の使用について次のとおり契約を締結する。 **※候補者名は、候補者届出に記載した名称と一致させること**

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び自動車登録番号又は車両番号  
車種 〇〇〇〇 富山〇〇〇わ 12-34
- 3 台数 1 台
- 4 契約期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 までの 〇日間  
**※公費負担となるのは、立候補届出の日から選挙期日の前日まで**
- 5 契約金額 金〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税金〇〇〇〇円)  
(内訳 1 日につき〇〇〇〇円 (税込) ×〇日間)
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日 **※契約は告示日前でも可。**

甲 立山町〇〇選挙候補者  
住 所  
氏 名 (※戸籍名。通称名は不可。)  
乙 住 所  
名 称  
代表者

(見本2)

選挙運動用自動車賃借契約書 (記入例)

立山町〇〇選挙候補者〇〇〇〇 (※戸籍名。通称名は不可。) (以下「甲」という。) と株式会社〇〇レンタカー (以下「乙」という。) は、公職選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。 **※候補者名は、候補者届出に記載した名称と一致させること。**

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 号に基づき選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び自動車登録番号又は車両番号  
車種 〇〇〇〇 富山〇〇〇わ 12-34
- 3 台数 1 台
- 4 契約期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 までの 〇日間  
**※公費負担となるのは、立候補届出の日から選挙期日の前日まで**
- 5 契約金額 金〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税金〇〇〇〇円)  
(内訳 1 日につき〇〇〇〇円 (税込) ×〇日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日 **※契約は告示日前でも可。**

甲 立山町〇〇選挙候補者

住 所

氏 名 (※戸籍名。通称名は不可。)

乙 住 所

名 称

代表者

(見本3)

選挙運動用自動車燃料供給契約書

立山町〇〇選挙候補者〇〇〇〇(※戸籍名。通称名は不可。)(以下「甲」という。)と株式会社〇〇石油(以下「乙」という。)は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自働車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。※候補者名は、候補者届出に記載した名称と一致させること。

- 1 使用目的 公職選挙法第141号に基づき選挙運動のために使用する自動車に燃料を供給する。
- 2 供給を受ける自動車登録番号又は車両番号  
車種 〇〇〇〇 富山〇〇〇わ12-34
- 3 供給場所 所在地 立山町〇〇  
名 称 株式会社〇〇石油
- 4 契約期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 までの 〇日間
- 5 単 価 単価1リットル当たり 〇〇〇円
- 6 契約金額 期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額
- 7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日 ※契約は告示日前でも可。

甲 立山町〇〇選挙候補者  
住 所  
氏 名 (※戸籍名。通称名は不可。)  
乙 住 所  
名 称  
代表者

(見本 4)

選挙運動用自動車運転手契約書

立山町〇〇選挙候補者〇〇〇〇 (※戸籍名。通称名は不可。) (以下「甲」という。) と〇〇〇〇 (※契約相手方は個人。) (以下「乙」という。) は、公職選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。 ※候補者名は、候補者届出に記載した名称と一致させること。

- 1 業務内容 公職選挙法第 141 条に基づき選挙運動のために使用する自動車を運転する。
- 2 運転する車の自動車登録番号又は車両番号  
車種 〇〇〇〇 富山〇〇〇わ 12-34
- 3 契約期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 までの 〇日間
- 4 契約金額 金〇〇〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税金〇〇〇〇円)  
(内訳 1 日につき 〇〇〇〇円× 〇日間)
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日 ※契約は告示日前でも可。

甲 立山町〇〇選挙候補者  
住 所  
氏 名 (※戸籍名。通称名は不可。)  
乙 住 所  
名 称  
代表者

(見本 5)

選挙運動用ビラ作成契約書

立山町〇〇選挙候補者〇〇〇〇 (**※戸籍名。通称名は不可。**) (以下「甲」という。) と株式会社〇〇印刷 (以下「乙」という。) は、公職選挙法第 142 条に定める選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。 **※候補者名は、候補者届出に記載した名称と一致させること。**

- 品名 公職選挙法第 142 条に定めるビラ ( 1 種類)
- 作成枚数 〇〇〇〇枚
- 契約金額 金〇〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税金〇〇〇〇円)  
(単価〇〇円×〇〇枚)
- 契約期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで

**※契約の開始は告示日の前でも可。終了は選挙期日前日までの期間内 (告示日前でも可)。**

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日 **※契約は告示日前でも可。**

甲 立山町〇〇選挙候補者  
住 所  
氏 名 (**※戸籍名。通称名は不可。**)  
乙 住 所  
名 称  
代表者

(見本6)

選挙運動用ポスター作成契約書

立山町〇〇選挙候補者〇〇〇〇(※戸籍名。通称名は不可。)(以下「甲」という。)と株式会社〇〇印刷(以下「乙」という。)は、公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。 ※候補者名は、候補者届出に記載した名称と一致させること。

- 品名 公職選挙法第143条に定めるポスター
- 作成枚数 〇〇〇〇枚
- 契約金額 金〇〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税金〇〇〇〇円)  
(単価〇〇〇円×〇〇枚)
- 契約期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日 ※契約は告示日前でも可。

甲 立山町〇〇選挙候補者  
住 所  
氏 名 (※戸籍名。通称名は不可。)  
乙 住 所  
名 称  
代表者